

船舶事故調査報告書

平成24年3月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年7月14日 22時30分ごろ～23時30分ごろの間）
発生場所	不明（伊勢湾内）
事故調査の経過	平成23年7月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	油タンカー ^{えいほう} 栄豊丸、998トン 136927、横浜油槽船株式会社 80.00m×12.00m×5.65m、鋼 ディーゼル機関、1,618kW、平成12年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和51年7月2日 免状交付年月日 平成20年5月12日 免状有効期間満了日 平成26年4月5日 一等機関士 男性 56歳
死傷者等	死亡 1人（一等機関士）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長ほか乗組員9人が乗り組み、平成23年7月14日22時20分ごろ愛知県名古屋港を出港し、和歌山県海南市海南港に向けて伊勢湾を南進中、同時30分ごろ、機関当直（出港時から24時の間）中の一等機関士が、船橋に赴き、船長に対して主機の排気温度が高いことを報告し、主機の回転数を下げて降橋した。</p> <p>本船は、翌15日00時から02時の間については機関室を無人としており、通常、機関室を無人とする前の機関当直者が、23時30分ごろ各機器の運転状況を確認して計測した値を機関日誌に記載した後、24時ごろに発電機を切り替えていたが、02時からの当直者である二等機関士が当直に赴いた際には、これらのことがなされていなかった。</p> <p>当直に入った二等機関士は、不審に思ったが、一等機関士が疲れているのだらうと思い、自ら発電機の切替え等を行った。</p> <p>一等機関士は、朝食時及び15日13時10分ごろの入航前のミーティングに姿を見せず、部屋にもいなかったことから、乗組員による船内捜索が行われたが、発見されなかった。</p> <p>船長は、一等機関士が行方不明となったことから、会社に報告するとと</p>

	<p>もに、海上保安部へ連絡した。</p> <p>一等機関士は、海上保安部等により捜索が実施されたが発見することができず、後日、愛知県の中部空港南方沖において遺体で発見され、死因は溺水と検案された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
その他の事項	<p>一等機関士は、宮城県石巻市在住であり、東日本大震災発生後は、元気がなかった。</p> <p>司厨長は、一等機関士が昼食を食べていないことを知っていたが、疲れているから体を休めているのだらうと思っていた。</p> <p>本船上に落水場所等を示す痕跡等は、発見されなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>一等機関士の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、伊勢湾を航行中、機関当直中の一等機関士が22時30分ごろに昇橋して船長に主機の状態を報告した後、23時30分ごろの機器の計測値が機関日誌に記載されていなかったことから、この間において落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>一等機関士は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>一等機関士の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、伊勢湾を航行中、機関当直中の一等機関士が22時30分ごろに昇橋して船長に主機の状態を報告した後、23時30分ごろの機器の計測値が機関日誌に記載されていなかったことから、この間において落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>一等機関士は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>一等機関士の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、伊勢湾を航行中、機関当直中の一等機関士が22時30分ごろに昇橋して船長に主機の状態を報告した後、23時30分ごろの機器の計測値が機関日誌に記載されていなかったことから、この間において落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>一等機関士は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が伊勢湾を航行中、一等機関士が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>本事故後、船舶所有者は、次の改善措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗組員の部屋の入口に当直中又は就寝中の表示を行い、航海当直者の船内巡視の際、各自の状態を確認するようにした。 機関当直者は、当直開始及び終了の際、船橋当直者に必ず連絡することを徹底した。また、当直交代時、いつもと違うことが発見された場合は、直ちに船長又は機関長へ報告するよう、再度、周知徹底した。 朝食時や昼食時に食事へ来ていない乗組員がいるときなどには、健康管理の観点から声掛けを行い、「～だろう、～のはずだ」という判断をしないように乗組員へ徹底した。 安全担当者が本船に乗船し、船内巡視が適切に行われていることを確認した。 								